

PTA共済会担当者様

PTA共済会だより

No 27

2020年6月26日

一般社団法人 札幌市PTA共済会事務局

5月28日（木）に書面での2020年度定時社員総会が開催され、2019年度の事業報告・決算報告、2020年度の事業計画・予算案が承認されました。2020年度の総会議案書は、各単位PTAにお届けしておりますので、ご覧いただきますようよろしくお願ひいたします。

共済会を担当していただいている先生には、二転三転しながらもコロナウイルスの影響で説明会をご案内できませんでした。その後、加入手続き・掛金の集金・送金等ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。単Pの総会延期の関係でまだ加入意思が決定しないPTAもあります。今年度は、7月末日を「加入・非加入決定通知書」の最終期限といたしました。共済金の納入期日も、6月末日ではありますが、コロナ関連で遅れる学校につきましては電話でご一報をお願い申し上げます。

2020年度「共済会審査委員会」委員は次の方々です

	氏名	所属・勤務地
医師	末岡 裕文	札幌市医師会理事
弁護士	荒木 健介	藤田・荒木法律事務所
幼稚園長会	加藤 貴子	あつべつきた幼稚園 園長
小学校長会	湊 義行	信濃小学校 校長
中学校長会	江野 秀明	西野中学校 校長
保護者代表	湯浅 雅之	厚別区PTA連合会 会長
保護者代表	井手 純恵	南区PTA連合会 会長

加入に必要な各種帳票の提出は終わっていますか？

- 1) 加入・非加入決定通知書（提出がないと、事故報告を受理できなくなります）
- 2) 加入依頼書および在籍数通知書
- 3) 在籍数訂正通知書（6月20日以降の、在籍数は変更の必要はありません）
- 4) 共済掛金の納入は、6月末日です。遅れる場合はご連絡ください。

※ 「共済証書」の発行は、昨年度までは掛け金の納入後でしたが、今年度からは、在籍の確定した、在籍数訂正通知書の期限6月20日以降にできる限り早く発行いたします。共済証書に載る金額が共済掛金として納入いただく金額になります。

※ 交通安全標語募集に関して、今年度から各区P連の事業として開催されます。今まで通り協力をお願いします。

PTA共済会担当者様

PTA共済会だより

No28

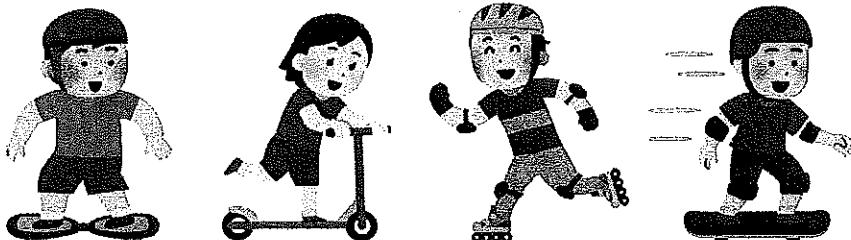
2020年10月13日

一般社団法人 札幌市PTA共済会事務局

朝夕に秋の気配が強く感じられる頃となりました。各学校では、コロナ禍への対応に苦慮されていらっしゃると推察申し上げます。説明会も開催できずにスタートして2020年度ですが、共済事業につきましては順調に半年を終えたところです。特に学校担当の先生方には大変お世話になっております。書面上ではありますが心より感謝申し上げます。

上半期の事故状況に一つの大きな特徴がありましたのでお知らせします。

スケートボード、キックボード、ブレイブボード、インライススケート、ローラースケート等の事故が、昨年同期の2倍以上の数値になっています。コロナ禍の中で自宅周辺で遊ぶことが多くなり、新たに購入したご家庭が多いのかもしれません。事故の多い順で、ブレイブボードの類い45件、スケートボードの類い40件、キックボードの類い17件、その他8件でした。転倒したときに手をつき骨折する事故が多いようです。110件の事故の内、83件が骨折（内9件が入院手術）でした。実に75%に達しています。公道では遊ばない指導や、ヘルメット等の防具を着装させる指導や、急坂での使用を控える指導など必要になっていると感じています。今後も数値の変化を注視していきたいと考えております。



共済金請求権治療申告書の書式変更について

今年度4月より、共済金受取口座に使える預金の種類が変わっていることが判明しました。今までとは（普通・貯蓄・当座）の中から選んでもらっていましたが、4月以降は、普通預金口座だけの対応になります。下記のようにご訂正ください。

共済金受取口座 *共済金は下記口座へお支払ください。													
金融機関名	南北			銀行・信金・信用組合・農協	東西			支店・支所					
預金の種類	普通	貯蓄	当座	店番	245	口座番号	9	8	7	6	5	4	3
口座名義 (カタカナ)	サッポロ イチロウ												

わんわんズによる交通安全教室の募集終了

ご案内をするとほぼ同時に、今年度の公演すべて決定してしまいました。幼稚園4園 小学校14校（内 4校が2回公演）という結果です。すでに小学校での公演は始まっています。大好評でスタートしました。次年度も同様の取り組みを行いますので、計画をしてください。

「命の授業」応援事業について

この事業も9月上旬に各中学校にご案内しております。各中学校での命に関わる生徒向け講演会の企画をサポートする事業です。現在5校からの応募があります。まだまだ余裕がありますので、ご応募をお待ちしています。

賠償責任に関わる事故はありませんでしたか？

PTA共済会の傷害共済とは別に、札幌市PTA共済会が掛金を負担して、PTA管理者賠償責任保険に加入しています。これは、PTA活動の遂行に起因した偶然な事故により、会員や学童やその他の第三者の身体に傷害を与えた場合や、財物を滅失・損傷・汚損した場合、又はPTAが使用・管理する他人から借用した財物を、会員や学童が損壊・紛失・盗取された場合に保険金が支払われるものです。これにつきましてもご活用いただけたら幸いです。

～ケガとはいえない事故報告が散見されます～

傷害の三原則をご確認ください

・偶発性

偶然の事故であり、予知できない出来事を言います。

例えば、ビルの上から落ちてきた落下物に当たりケガをするとか、ブランコから落ちた拍子に手をついて骨折したとか、散歩中に蜂に刺されたとかなどがこれに当たります。本人が予期しない偶然の出来事により、結果として生じた傷害は適合します。

治療中なのに運動を再開して悪化させた場合などは、対象外となります。

・急激性

急激とは、言い換えれば突発的に発生することを言います。

原因となった事故から結果としての傷害までの過程が直接的で、時間的間隔のないことを意味します。

例えば、階段で転倒して骨折したとき、通行中自動車にはねられて負傷または死亡したときなどのように、事故の発生が突発的でありその直後の結果として傷害を被った場合などがこれに当たり適合します。

これに対し、ある状態の継続的な状況下で身体に生じたスポーツ障害など、例えば、同じ動作の繰り返しのために起こる野球ひじ、テニスひじ、腱鞘炎などは急激に生じた傷害といえず、適合しません。低温火傷も対象外です。

・外来性

外来とは、傷害の原因が身体の外からの作用によることを言います。

通常のケガは多くの場合、身体の外部からの作用によって生ずるもので、別な言葉で言えば外部からアタックされて生ずるといえます。滑る・つまずく・ひねるなども外来の原因ととらえます。

疲労骨折や成長痛などは適合しません。

※学校長・PTA会長にも供覧していただきますよう、お願いいいたします。